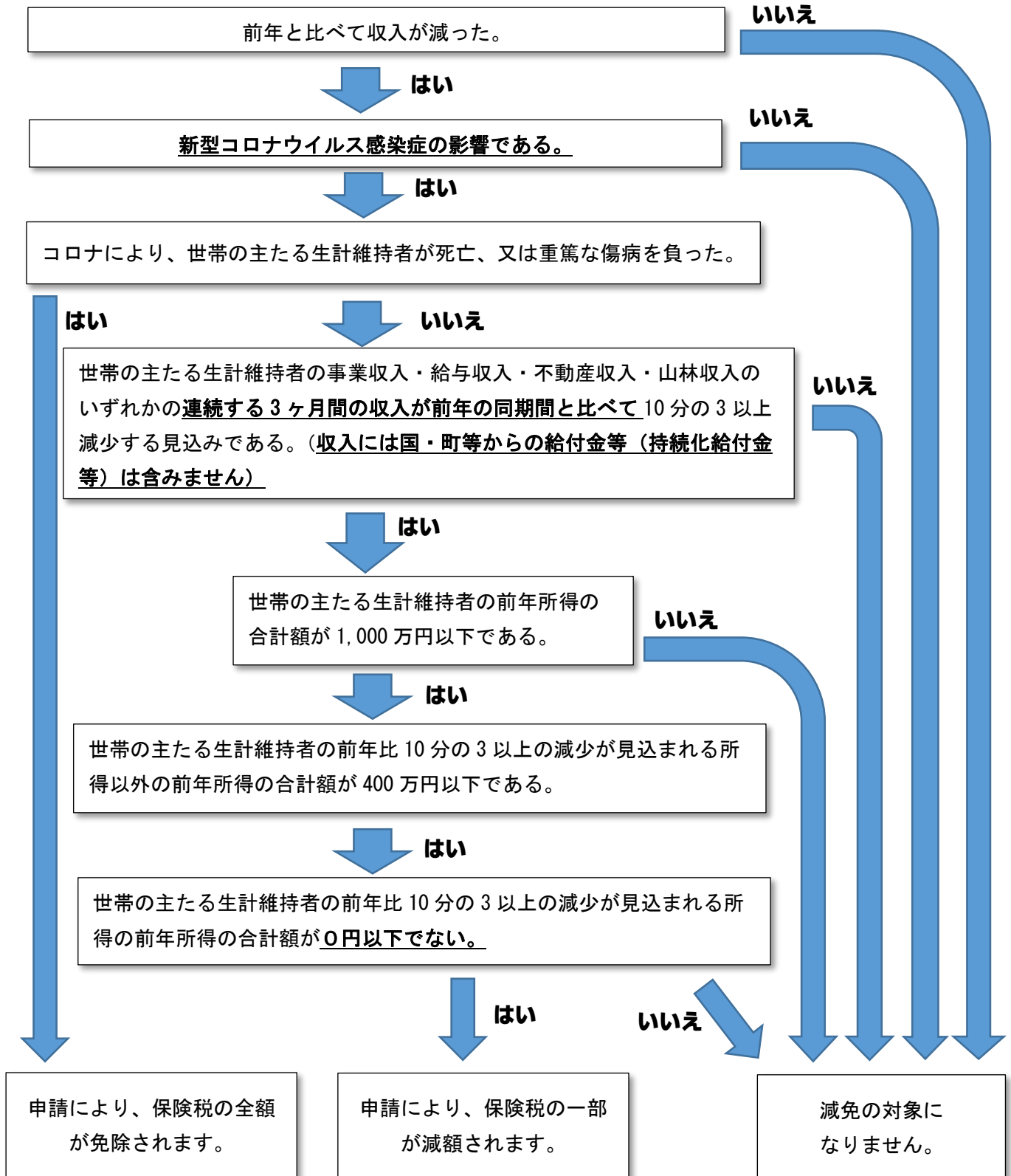


国民健康保険税の減免制度について

下記のフローチャートで減免に該当する方は裏面をご覧くださいの上申請してください。なお、収入が減少していても新型コロナウイルスの影響と認められない場合は減免の対象とはなりません。また、虚偽申告が判明した場合は減免取消となります。



減免額の算定

- ① 新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が 3割以上減少 することが見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税を全部又は一部減額**

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

○保険税の減免額は減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

前年の合計所得に応じた減免割合（D）

A：世帯の被保険者全員について算定した
保険税額

前年の所得が

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込
まれる収入に係る前年の所得額

・ 300万円以下の場合：全部

・ 400万円以下の場合：10分の8

・ 550万円以下の場合：10分の6

C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被
保険者全員の前年の合計所得金額

・ 750万円以下の場合：10分の4

・ 1,000万円以下の場合：10分の2

申請方法

下記の書類を申請期間中に役場町民課窓口にご提出ください。

【申請期間】

・ 国民健康保険税：令和3年7月1日～令和3年12月30日
様式は礼文町ホームページでダウンロードするか、役場町民課窓口又は
船泊支所窓口でお受け取りください。

1. 減免申請書（様式①）
2. 減免額算定票（様式②）
3. 令和3年の収入見込額算定票（様式③）
4. 主たる生計維持者の令和2年及び令和3年の連続する3か月（同期間）の収入がわかる書類
の写し（給与明細書、帳簿など）
5. 令和2年中の収入がわかる書類の写し（確定申告書、源泉徴収票など）

お問合せ先

町民課税務係

電話：0163-86-1001